

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）

新旧対照表

（案）

目 次

第 1 章 総 則

第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
------------------------	---

第 2 章 災害予防計画

第 4 節 防災訓練計画	2
--------------	---

第 5 節 気象業務整備計画	3
----------------	---

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	6
--------------	---

第 2 節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	7
-------------------------------------	---

第 19 節 医療・保健計画	8
----------------	---

頁	現 計 画	修 正 案																																				
<p>3-1-2</p> <p>3-1-2</p> <p>3-1-4</p> <p>3-1-5</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="272 349 852 591"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="272 680 852 1003"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)	[略]		機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]	[略]		独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所		<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="884 349 1463 591"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="884 680 1463 1003"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)	[略]		機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]	[略]		独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	[略]
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)																																					
[略]																																						
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]																																					
[略]																																						
独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所																																						
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)																																					
[略]																																						
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]																																					
[略]																																						
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	[略]																																					
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>																																					

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-6	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。 <p>県は、毎年、9月1日「防災の日」を含む1週間（防災週間）を原則とし、11月5日「津波防災の日」や冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期に県内の各市町村と共催により総合防災訓練を実施する。</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。 <p>県は、毎年、9月1日「防災の日」を含む1週間（防災週間）を原則とし、<u>8月26日</u>「<u>火山防災の日</u>」及び11月5日「津波防災の日」や冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期に県内の各市町村と共催により総合防災訓練を実施する。</p> <p>[略]</p>
修正理由		

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-2-9	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>[略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>[略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>																								
3-2-10	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計 59</td> <td>岩手県（箇所数のうち、9 は科学技術庁から、9 は気象庁からの分岐）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計 59	岩手県（箇所数のうち、9 は科学技術庁から、9 は気象庁からの分岐）	[略]			<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計 54</td> <td>岩手県（箇所数のうち、6は科学技術庁から、8は気象庁からの分岐）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計 54	岩手県（箇所数のうち、6は科学技術庁から、8は気象庁からの分岐）	[略]		
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
震度情報ネットワークシステム	計測震度計 59	岩手県（箇所数のうち、9 は科学技術庁から、9 は気象庁からの分岐）																								
[略]																										
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
震度情報ネットワークシステム	計測震度計 54	岩手県（箇所数のうち、6は科学技術庁から、8は気象庁からの分岐）																								
[略]																										
3-2-11	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象情報伝送処理システム（専用回線）</td> <td>岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム（インターネット）</td> <td>岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）</td> </tr> </tbody> </table>	通信施設	伝達先	[略]		気象情報伝送処理システム（専用回線）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）	防災情報提供システム（インターネット）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象情報伝送処理システム（専用回線）</td> <td>岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム（インターネット）</td> <td>岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）</td> </tr> </tbody> </table>	通信施設	伝達先	[略]		気象情報伝送処理システム（専用回線）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）	防災情報提供システム（インターネット）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）								
通信施設	伝達先																									
[略]																										
気象情報伝送処理システム（専用回線）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）																									
防災情報提供システム（インターネット）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）																									
通信施設	伝達先																									
[略]																										
気象情報伝送処理システム（専用回線）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）																									
防災情報提供システム（インターネット）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）																									
3-2-15	<p>[略]</p> <p>⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版） <u>平成21年10月</u> 秋田駒ヶ岳火山防災協議会</p>	<p>[略]</p> <p>⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版） <u>令和5年3月</u> 秋田駒ヶ岳火山防災協議会</p>																								
3-2-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>(キーワード) (避 難)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	(キーワード) (避 難)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等			5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>(キーワード) (避 難)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	(キーワード) (避 難)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等			5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。
名称	対象範囲	(キーワード) (避 難)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																					
		5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。																					
名称	対象範囲	(キーワード) (避 難)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																					
		5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。																					

		(高齢者等避難) 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が生ずる可能性がある。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。 ※。全山入山規制。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ・噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。
		(入山規制) 3	居住地域に重大な影響を及ぼす(この場合に入った命に危険が生ずる)噴火が生ずると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等。 ※。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ・噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生(確認)した場合。 ・噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合または、噴火の発生が予想された場合。
		(火口周辺規制) 2	火口周辺に影響を及ぼす(この場合に入った命に危険が生ずる)噴火が生ずると予想される。	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合。
		(活火山であることを留意) 1	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。 ・女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。

[略]

噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響です。

※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難が必要です。

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6]

[秋田駒ヶ岳噴火の警戒レベル判定基準 資料編2-4-7]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-8]

[略]

第8 火山災害に対する住民等の予防措置

1 [略]

2 登山者等の予防措置

		(高齢者等避難) 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が生ずると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。危険な地域への立入規制等。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。
		(入山規制) 3	居住地域に重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が生ずる)噴火が生ずると予想される。	住民は通常的生活。危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等、高齢者等の要配慮者の避難準備が必要。	・想定火口域から概ね2km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 ・想定火口域から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。
		(火口周辺規制) 2	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が生ずる)噴火が生ずると予想される。	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	・想定火口域から概ね1km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生またはその可能性。
		(活火山であることを留意) 1	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立ち入り規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。

[略]

噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響です。

※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難が必要です。

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6]

[秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-7]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-8]

[略]

第8 火山災害に対する住民等の予防措置

1 [略]

	<p>○ [略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。</p> <p>①～② [略]</p> <p>③ いわてモバイルメール、緊急速報メール、ラジオ等により下山を促す呼びかけがあったとき</p> <p>[略]</p>	<p>2 登山者等の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。</p> <p>①～② [略]</p> <p>③ いわてモバイルメール、緊急速報メール、ラジオ等により下山を促す呼びかけがあったとき</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																						
<p>3-3-1</p> <p>3-3-2</p> <p>3-3-4</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="271 436 853 627"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部</td> </tr> <tr> <td>八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td>当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>[略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="271 806 853 1635"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準（広域支部及び地方支部の配備基準）</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備（1号）体制</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 主査以上配備（2号）体制</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	設置基準	設置の対象	岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部	八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部	区分	設置基準（広域支部及び地方支部の配備基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと		(2) 主査以上配備（2号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員		<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="885 436 1468 627"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部</td> </tr> <tr> <td>八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td>当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>[略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="885 806 1468 1635"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準（広域支部及び地方支部の配備基準）</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備（1号）体制</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）が発表された場合</td> <td>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 主査以上配備（2号）体制</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	設置基準	設置の対象	岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部	八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部	区分	設置基準（広域支部及び地方支部の配備基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）が発表された場合</td> <td>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと		(2) 主査以上配備（2号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員	
設置基準	設置の対象																																																							
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部																																																							
八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部																																																							
区分	設置基準（広域支部及び地方支部の配備基準）	配備職員の範囲																																																						
(1) 指定職員配備（1号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと																																																	
本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員																																																						
広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと																																																						
(2) 主査以上配備（2号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員																																																	
本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員																																																						
広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員																																																						
設置基準	設置の対象																																																							
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部																																																							
八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部																																																							
区分	設置基準（広域支部及び地方支部の配備基準）	配備職員の範囲																																																						
(1) 指定職員配備（1号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）が発表された場合</td> <td>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと																																																	
本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ八幡平に噴火警報（居住地域）が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員																																																						
広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものと																																																						
(2) 主査以上配備（2号）体制	<table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</td> </tr> <tr> <td>広域支部及び地方支部</td> <td>ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合</td> <td>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</td> </tr> </table>	本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員	広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員																																																	
本部	ア岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員																																																						
広域支部及び地方支部	ア所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イその他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員																																																						
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>																																																							

頁	現 計 画	修 正 案																		
3-3-13	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達 [略]</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="272 528 852 904"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	種 類	内 容	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達 [略]</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="884 528 1463 904"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	種 類	内 容	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。						
種 類	内 容																			
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。																			
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。																			
種 類	内 容																			
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。																			
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。																			
3-3-17	<p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="272 1218 852 1361"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震に関する情報</td> <td>気象庁</td> <td>地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	種類	発表機関	伝達系統	[略]			地震に関する情報	気象庁	地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。	<p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="884 1218 1463 1361"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震に関する情報</td> <td>気象庁本庁等</td> <td>地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	種類	発表機関	伝達系統	[略]			地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。
種類	発表機関	伝達系統																		
[略]																				
地震に関する情報	気象庁	地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。																		
種類	発表機関	伝達系統																		
[略]																				
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。																		
修正理由	○ 所要の修正																			

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-54	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</p> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の応援要請を行う。</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</p> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	